

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条第1項、第2項)</p>			<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条第1項)</p>		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	通知による行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	<u>法別表の15項に係る特定個人番号利用事務における利用特定個人情報であって規則で定めるもの</u>	1 市長	通知による行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	<u>法別表第2の26項の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって規則で定めるもの
2 市長	四街道市ねたきり身体障害者及び	地方税法 (昭和25	2 市長	四街道市ねたきり身体障害者及び	地方税関係情報、

重度知的障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。))又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障
---	--

重度知的障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
---	------------------------------

		<p>害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に 関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>		
3 市長	<p>四街道市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、通知により取り扱う生活に困窮する外国人に対する生</p>	3 市長	<p>四街道市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、通知により取り扱う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報</p>

活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報という。）又は医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律

であって規則で定めるもの

		第245号)、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			
4 市長	四街道市障害者日常生活用具給付等規則による日常生活用具の給付等及び日常生活用具の取付工事費の助成に関する事務であって規則	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情	4 市長	四街道市障害者日常生活用具給付等規則による日常生活用具の給付等及び日常生活用具の取付工事費の助成に関する事務であって規則	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情

	で定めるもの	報、外国人生活保 護関係情報又は介 護保険法（平成9 年法律第123号）に よる保険給付の支 給、地域支援事業 の実施若しくは保 険料の徴収に関す る情報（以下「介 護保険給付等関係 情報」という。） であって規則で定 めるもの
5～9	(略)	

	で定めるもの	報、外国人生活保 護関係情報又は介 護保険給付等関係 情報であって規則 で定めるもの
5～9	(略)	